

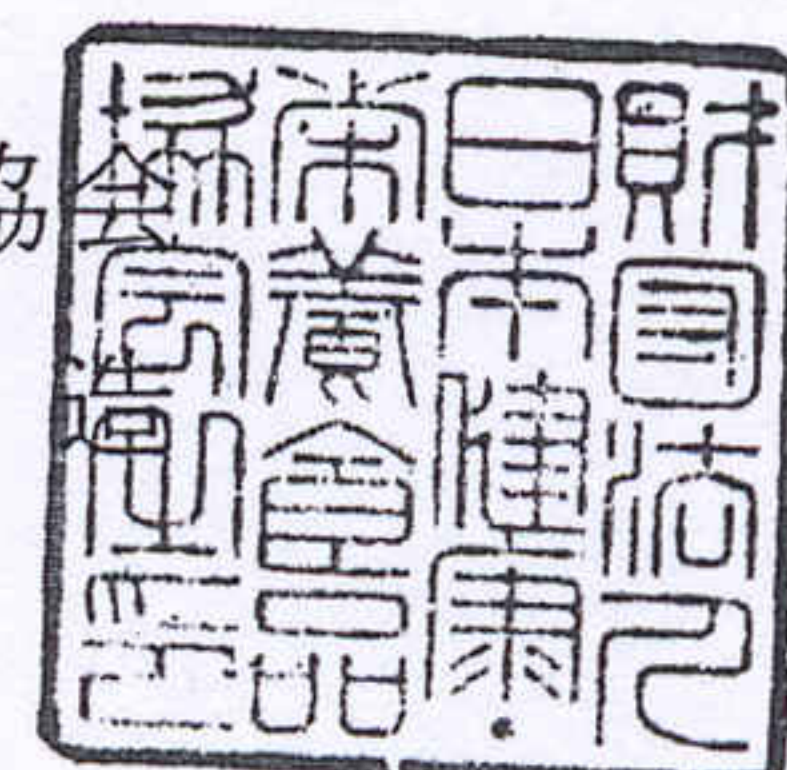


日 健 栄 第 1 8 号

平成 2 1 年 3 月 6 日

健康食品部会員各位

財団法人 日本健康・栄養食品協会
理事長 林 裕



ラクトフェリン食品規格基準の公示及び 健康補助食品規格規準集の改訂について（通知）

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は当協会の事業に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康補助食品の規格基準として平成 21 年 3 月 6 日付けでラクトフェリン食品を公示しました。規格基準の設定にあたりましては専門部会を設け、メンバーの方にご尽力いただきました。ここに改めて御礼申し上げます。

また、既存規格基準の総見直しを行い、下記のとおり改正しましたので合わせてお知らせします。改訂版規格基準集（ラクトフェリン食品を含む。）は健康食品部会員へお届けいたします。

規格基準は合計 60 品目になりました。今後はこの規格基準に基づき、JHFA マーク表示許可の審査が行われます。多くの会員の皆様からの申請をお待ちしております。

敬具

記

1. 公示及び改正日

平成 2 1 年 3 月 6 日

2. 公示内容

(1) ラクトフェリン食品規格基準の設定

(2) 既存規格基準の総見直し及び一部の食品の内容改正

① 規格基準集を「A 品質規格基準」、「B 製造・加工等の基準」、「C 表示・広告基準」、「D 共通試験方法一覧」の4部構成とした。

② 「A 品質規格基準」について、次のとおり見直しを行った。

- ・ 全食品にわたり「適用範囲」、「定義」の表現及び「製品規格」、「原材料規格」の項目と並び順及び表現を統一した。ただし、個別食品特有事項と思われるものは従前どおりとした。

- ・ 「試験方法」を最新版にした。ただし、新法の採用が困難なものは、従前どおりとした。

- ・ 次の食品について、内容の一部を改正した。（別紙参照）

オタネニンジン根食品、キトサン食品、グルコサミン食品、植物発酵食品・植物発酵エ

キス飲料、大豆イソフラボン食品、乳酸菌(生菌)利用食品、プロポリス食品、マンネンタケ(霊芝)食品、緑茶エキス食品

・「B 製造・加工等の基準」、「C 表示・広告基準」の内容及び項目を見直した。

また、各基準にある「各食品の留意事項」を参考として各分冊に付記した。

・共通する項目の試験方法一覧を作成し、「D 共通試験方法」とした。

③ 残留農薬基準は、平成 18 年 5 月施行の「食品等に残留する農薬・動物用医薬品等のポジティブリスト制度」に適合した原材料であることを明記した。

3. 適用期日

公示日から適用。

ただし、JHFA 取得品は平成 23 年 3 月までを猶予期間とする。

4. その他

(1) 改正後の規格基準集構成の追加・変更点

- ① 加除式のファイルとして規格基準集の装丁・体裁及び掲載順を改めた。
- ② ファイルの巻頭に規格基準で使用する用語の説明を加えた。
- ③ 掲載順はカテゴリー別(I～XI)に公示順で並べ替え、タイトル及び食品の名称に英語名を付した。
- ④ 本文に(注)をつけ、冊子ごとに注釈を付記した。
- ⑤ 検索しやすいように、本書のCD-ROMを作成した。

(2) 規格基準の改正に伴う試験検査費用の変更点

(※¹費用はいずれも定価の 1 割引)

食品名	項目		検査費用(円) ※ ¹			検体量 g
			価格	税	合計	
乳酸菌(生菌)利用食品	製品規格		28,800	1,440	30,240	300 g
プロポリス食品	製品規格	原塊なし※ ²	144,900	7,245	152,145	300 g
		カプセル	150,300	7,515	157,815	300 g
		カプセル・原塊なし※ ²	148,500	7,425	155,925	300 g
		上記以外	146,700	7,335	154,035	300 g
イチョウ葉エキス食品	製品規格		64,800	3,240	68,040	500 g
	製品規格(カプセル)		68,400	3,420	71,820	500 g

※² 「原塊なし」の場合は、原料となるプロポリスの産地を証明する資料を提出すること。

(3) ラクトフェリン食品(平成21年3月6日公示)の試験検査費用

食品名	項目		検査費用(円) ※ ¹			検体量 g
			価格	税	合計	
ラクトフェリン食品	製品規格※ ³	カプセル	80,100	4,005	84,105	300g
		上記以外	76,500	3,825	80,325	300g
	原材料規格		79,560	3,978	83,538	150g

※³ ラクトフェリンの確認試験 B 法及び定量試験 A 法の場合(いずれも HPLC 法)。
確認試験 A 法、定量試験 B 法(ELISA 法)についてはお問い合わせください。

食品別の主な改正点

分類	食品名	主な改正点
たんぱく質類	鯉抽出物食品	確認試験法を別記として記載
	しじみ抽出物食品	確認試験法を試験方法別記に移す
脂質類	EPA・DHA 含有精製魚油食品	EPA&DHA 試験方法記載
糖類	キトサン食品	試験標準液及び規格値の変更 試験方法別記表現（内容変更なし）
	グルコサミン食品	定義をグルコサミン塩酸塩と明示 試験方法別記表現（内容変更なし）
ビタミン類	小麦はい芽油、大麦はい芽油、米はい芽油、はと麦はい芽油、ビタミン E 含有植物油	表示行政対応（定義、規格成分のビタミン E（ α -トコフェロール当量） \rightarrow α -トコフェロールへ）
発酵微生物類	乳酸菌（生菌）利用食品	製品規格、一般細菌数 \rightarrow 黄色ブドウ球菌に変更
	植物エキス発酵飲料	メタノールの規格値変更
	植物発酵食品	メタノールの規格値変更
藻類	クロレラ	小動物によるクロレラたんぱく質の消化率試験法参考記載
	スピルリナ	試験方法別記表現の変更（クロロフィル A、他の定量法を文章化、内容変更なし）
きのこ類	マンネンタケ（霊芝）食品	製品規格のマンネンタケ含有量を原材料規格に移し、 確認試験を追加 原材料規格を変更 ガノデリン酸 A（又は S）の確認試験方法を追記（2法から選択） 試験方法の別記表現
ハーブ等植物成分等	オタネニンジン根食品	製品規格にギンセノシド Rg1 確認試験項目追加
	麦類若葉食品	1-ヘキサコサノールの確認試験方法を追記（2法から選択）
	エゾウコギ食品	イソフラキシジンの確認試験方法を追記（2法から選択）
	プルーンエキス食品	クロロゲン酸の確認試験方法を追記（2法から選択）
	はい芽食品	表示行政対応（規格成分含有量のビタミン E（ α -トコフェロール当量） \rightarrow α -トコフェロールへ）
	アロエベラ食品	試験方法の別記記載順変更（内容変更なし）
	緑茶エキス食品	1日摂取目安量変更
	大豆イソフラボン食品	1日摂取量、試験方法を行政通知に準拠 表示・広告基準、規格成分及びその含有量表示方法
蜂産品等	花粉食品	プロリン定量法の詳細明記（内容変更なし）
	プロポリス食品	定義変更 用語変更（プロポリス固形分 \rightarrow プロポリス可溶性成分） 試験方法別記変更（用語、標準品は製品子実体 \rightarrow 試薬に）